

業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度「ひろしまユニコーン10」東南アジア進出支援業務
(以下、「本業務」という。)

2 業務目的

広島県では、企業価値が高く急成長するユニコーン企業を10年間で10社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに令和4年度から取り組んでいる。

これまでの取組の結果、県内スタートアップ等の裾野は徐々に広がり、企業の成長フェーズも進んできているが、ユニコーン企業への成長には、より大きな海外市場の獲得が必要となる。

そこで本県では、令和6年度から県内スタートアップ等の東南アジア進出に必要なネットワーク構築や人材獲得等の支援を実施しているところ、令和7年度からは、企業の海外進出に係るニーズの多様化に合わせ、より柔軟な支援を提供することで、現地での事業展開をより一層加速させ、急成長を促す。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 実施概要

急成長を志す県内スタートアップ等のうち、東南アジア等への進出を志向する企業（以下、「支援対象企業」という）を対象に、現地での事業展開に必要なネットワークの構築を中心とするプログラムの企画及び運営を行うこと。

本仕様書の他、本業務に係る公募型プロポーザル審査において選定される事業者が提出する業務提案書に定める内容を基本とし、県と協議の上、以下に掲げる委託業務の全てに係る設計・実施・管理・運営を行うこと。

なお、実施内容・スケジュールについては県と協議の上、適宜変更を可能とするが、変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

また、以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項の諸条件を考慮の上、本業務の目的の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

(2) 業務目標

本業務の目的に基づき、定量的な業務目標を3つ以上提案時に示すこと。

さらに、本業務契約締結後に県との協議を経て確定した業務目標について、定期的（月1回以上、報告はデータの提出に加えてオンラインミーティングを想定）に進捗状況を県へ報告するとともに、改善及び達成に向けた工夫を講ずること。

(参考例)

- ・ 選定企業と現地パートナー候補企業の接続数 各社5社以上
- ・ 選定企業とメンターチームのタッチポイント数 各社週に1回以上

(3) 支援対象企業の募集と選定

受託者は広島県と協力し、主体的に本業務の周知・募集を行い、支援対象企業を選定すること。

また、選定に際しては、より海外での事業成長が見込まれる企業を選定できるよう工夫すること。

【選定企業】

県内に拠点を有する企業等5社程度。

【募集方法】

参加する企業の募集のためのツール（募集要領、チラシ等）を作成するなど、より効果が期待できる方法で周知すること。

【企業の選定】

応募が多数の場合、あらかじめ定める基準に基づき審査を行い選定企業を決定することとする。なお、選定基準は県と協議の上、設定すること。

(4) 支援内容

プログラムにおいて選定する企業は、具体的なプロダクトやサービス等を持っている段階以上を対象とし、企業ニーズや成長段階に応じて、急成長につながるよう〈ネットワーク構築〉を重点的に、事項の最適な支援を行うこと。

また、業務の運営において、東南アジアに広範なネットワークを有しており、現地市場や事業展開に係るノウハウに長けているチームを組成すること。

さらに、選定企業と本業務の事務局が緊密なコミュニケーションを図ることができ体制を構築（個社ごとに伴走できる体制を確保）し、選定企業からの相談等に随時応じること。

(ア) 選定企業の海外進出の目的や目標を明確にし、現状の課題など個社ごとの事業状況を把握・分析し、目的達成に向けて、支援の方向性を示すこと

(イ) 選定企業の進出先におけるステークホルダーとの関係構築につなげるため、選定企業全社に対して、以下の要件を満たす現地渡航プログラムを企画し、実施すること

○ プログラムを円滑に進めていくため、十分な準備期間を確保するとともに、事前に選定企業が面談する候補先をリストアップ（選定企業からニーズをヒアリング）し、確実な面談のセッティングを行うこと

- ・ 渡航前にパートナー候補先等との事前面談をオンラインで設定し、渡航時により発展的な商談等につなげること

- ・ 選定企業が求める面談数の確保に努め、企業ごとに5社以上の面談を設定すること
 - 渡航プログラムの内容は、面談設定のほか選定企業のネットワーク構築に資するよう工夫して企画すること
 - ・ 現地のスタートアップ・エコシステム関係者（政府・大学機関、VC、事業会社など）を広く巻き込み、ネットワーキングを図ること
 - ・ 帰国後に選定企業と面談を実施するなど、フィードバックを受けて継続的な進出活動をフォローアップすること
 - 現地渡航に係る旅費については、本業務委託料からその一部を負担することとし、選定企業一社あたり一律10万円を支給することとする
- (ウ) 選定企業が海外進出に係る計画を策定する上で、市場規模の解像度を高めるため、必要となる市場調査を支援すること
- 市場の特性や商習慣、法規制などに関する知見やノウハウの習得を支援し（セッションの実施など）、支援対象者が現地渡航時において効果的な活動に繋げること
 - 進出先に係る市場分析や競合調査を通じて、具体的な進出計画・戦略を策定すること
 - 現地渡航後、支援対象者の今後の海外進出計画の修正や進出の可否の判断等についてサポートすること
- (エ) 業務実施期間を通じて、ハンズオンでのメンタリングや進出計画のブラッシュアップ、潜在顧客の紹介、資金調達機会の提供など、選定企業の海外進出をサポートするとともに、個社ごとの事業進捗を管理すること
- (オ) 発展的な進出活動を円滑に行うため、選定企業の必要に応じて現地で活動する人材の採用や進出先における活動拠点の設置など、成長フェーズに応じて柔軟に支援を行うこと
- (カ) 広島において、スタートアップ等の海外進出機運を醸成するイベント（プログラム後の成果発表会など）を提案し、実施すること
- 内容は任意とするが、参加対象は本業務の選定企業に限定せず不特定多数とするなど、県内の関係機関を巻き込み、地域のスタートアップ・エコシステムの形成・拡大に寄与するものとする

5 特記事項

- (1) 支援対象企業への連絡等調整は受託者が行うこと。
- (2) 本業務参加者の情報（住所、所属、氏名、連絡先等）を把握し、名簿にまとめ、適切に管理すること。

- (3) イベントの開催等において、「ひろしまユニコーン10」プロジェクト関連業務と連携して取り組むこと。
- (4) 広島県と東南アジアにおけるスタートアップ・エコシステム関係者（政府・大学機関、VC、事業会社など）との継続的な関係性の構築に繋がるプログラムとすること。

6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

7 委託料上限額

28,000 千円

8 完了検査及び委託料の精算

受注者は、業務を完了した日から10日以内又は業務期間終了までに実績報告書（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。委託料は、経理書類に基づき、算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

なお、報告書については、選定企業の事業成長に向けて、何が課題で、その課題に向けてどのような支援を実施したのか、各社がどう取り組み、どのような成果に繋がったのか、個社ごとの事業状況を整理・分析し、明確に示すこと。

9 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (8) 見積などで提示した予算の配分を変更する場合は、県と協議を実施すること。
- (9) 本業務を通じて知り得た情報や成果物はすべて県に帰属するものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、
県と受託者とが協議して定めるものとする。